

勿凝学問 236

パートで働く第3号被保険者は、年金統計上は専業主婦というはなし
夫婦ともフルタイムで働く世帯は、なお3割強でしかない

2009年6月6日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

年金の財政検証にはモデル世帯という言葉がでてくる。このモデル世帯は専業主婦がいる世帯のことであるため、今の世の中、多くの主婦が、なんらかの形で働いていたりするわけだから、相当数の世帯が、モデル世帯は自分とは関係のない世帯だと思っているはずである——労働力調査だと、共働き世帯が52.5%となっていることも、そのように思われることに影響しているかもしれない。

でもね。年金統計の上では、第3号被保険者は、働いていようが働いていまいが専業主婦扱いになってしまうのです。サラリーマン世帯の65%以上は妻が第3号被保険者でして、この第3号被保険者の多くは「働く専業主婦？」という形容矛盾の世界に属しているわけで、ある時は、専業主婦だから保険料の支払い能力はないと言い、ある時は、自分たちも働いていると言う立場にあるわけです。

夫婦共々フルタイムで働き共に第2号被保険者である世帯は30%強でしかないんですよね。

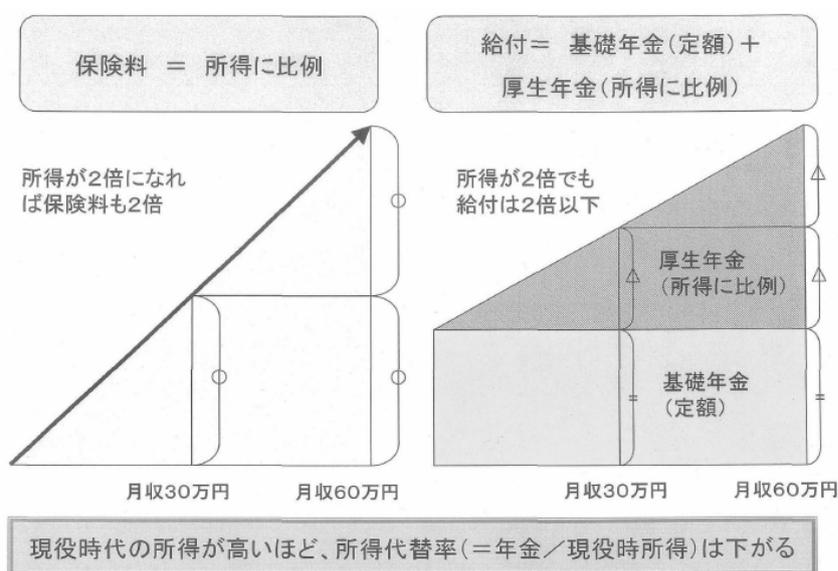
ということで、年金統計の中では、専業主婦世帯がなお、過半数を占めているということになる。世の中、パートで働く第3号被保険者ご本人が、年金統計上、自分が専業主婦に分類されていることを知らない人がいるようなので、制度の説明をしました。今朝の日経新聞の「ホントに年金もらえるの？」の記事でも、専業主婦世帯を「今はそんな家庭はほとんどないんじゃない」と書いてあったけど、これは、企画担当者である大林尚氏の相変わらずの間違い。彼がおかしなことを書いても、もう、驚きませんけどね。驚くとすれば、どうしてこうも万事立て続けに間違えることができるのかなということくらいでしょうか。

なお、第3号被保険者制度は、保険数理上整合性のとれた制度であると評価しているし、そういう説明もしているんだけど、わたくしは、第3号被保険者制度に批判的であったりもする。というよりも、この国で第3号被保険者の改革を、最も強く言っているのがわたくしだと思う。なぜ、そういう論理展開になるのか？については、[『医療年金問題の考え方』](#)

『再分配政策の政治経済学Ⅲ』155-165頁をご参照あれ。政策評価というのは、ほんつと、一口では言えないんだよね。。

ところで、公的年金を理解する上で最も重要な柱は、世帯内の1人当たり所得が等しい限り、受け取る年金は同額となり、所得が高く保険料を多く払えば、受け取る年金額は確実に高くなる仕組みとなっているということです。そういう仕組みのもと、所得が高くなるほど所得代替率が逡減していく理由は、公的年金のなかで高所得者から低所得者へと所得の垂直的再分配が行われているからです。公的年金は、低所得世帯ほど、加入が有利になるんですね。

図1 公的年金の保険料負担と給付の構造



600万円の専業主婦世帯と、夫婦がそれぞれ300万円ずつ稼ぐ共働き世帯とでは、第3号被保険者制度があつてはじめて、専業主婦世帯と共働き世帯が同額の年金を受給するという話は、授業の中でよくするんだけど、このあたりは、とても重要なところなんですよ。ここんところが分かっていないと、共働き世帯の低所得世帯は、相当に高い所得代替率になるということや、高所得の専業主婦世帯は、かなり低い所得代替率になるということも、理解できないと思う。

以前、ある学会で、専業主婦世帯の方が、年金額が多いのは専業主婦優遇政策だとジェンダー研究で有名な人が報告していたから、それは専業主婦世帯の方が所得が高いだけのことですよと教えてきたんだけど、なんとも制度を知らなままに、自分の思いに沿って事実を歪めて解釈して話をするひとが多すぎるような気がしないでもないわけです。